

福島県教育委員会平成27年4月定例会会議抄録

1 日 時	平成 27 年 4 月 17 日（金） 午後 2 時 30 分
2 場 所	教育委員室（県庁西庁舎 9 階）
3 出 席 委 員	高橋委員長、1 番 浅川委員、2 番 小野委員、3 番 佐藤委員、4 番 蜂須賀委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後 2 時 30 分、委員長から 4 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名	委員長から、小野委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日 1 日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教 育 長 提 案 理 由 説 明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。 教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	（説明概要）
	議案第 1 号から議案第 4 号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
	議案第 5 号は、平成 28 年度福島県公立学校教員採用予定者数について諮るもの。
	報告第 1 号は、平成 27 年度福島県立高等学校入学者選抜に係る志願者数、合格者数等について報告するもの。
	報告第 2 号は、平成 27 年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜に係る志願者数、合格者数等について報告するもの。
	報告第 3 号は、福島県公立学校事務職員に係る平成 27 年 4 月 1 日付け人事異動について報

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>告するもの。</p> <p>報告第4号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、報告第1号及び報告第2号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p>
<p>(7) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p>	<p>平成27年度福島県立高等学校入学者選抜の結果について（報告第1号）、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、了承した。</p> <p>佐藤委員：正答率というのは完全正答の数字なのか、それとも、部分正答も含まれているのか。</p> <p>高校教育課長：資料6ページの表を見ていただくと、「正答率」の欄の下に「部分正答率」の欄がある。記述の設問については、完全正答でない場合でも部分点を加えたものについては部分正答率という形で割合を出している。例えば、国語の大問の六は作文であるが、正答率は20.4パーセントだが、部分正答率を合わせると87.8パーセントとなっている。</p> <p>佐藤委員：現代文の問題を解いてみたのだが、非常に難しかった。大問の四、五なんかは例年よりも文章が深い問題だと感じた。大問の五の文章を読んで、先入観とか偏見を持たずに物事を考えられるようになってはじめて心の復興というものがあると感じた。非常に良い問題なので、受けた生徒たちがもう一度振り返ることができるような機会があれば良いと思う。</p>

<p>報告第 2 号</p> <p>(8) 前回会議録の承認</p> <p>(9) 議案審議</p> <p>議案第 1 号</p> <p>議案第 2 号</p> <p>議案第 3 号</p>	<p>委員長：平均点が70点以下の学校が昨年より増えているようだが、何か原因があるのか。</p> <p>高校教育課長：それぞれの教科によって多少違いはあるが、思考力・判断力を問う問題や記述の問題を増やしたことによる影響が表れたものと捉えている。</p> <p>平成27年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜の結果について（報告第2号）、特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、了承した。</p> <p>委員長：いわき養護学校くぼた校の合格者数は4名とのことだが、これはある程度想定できていたのか。</p> <p>特別支援教育課長：もう少し志願してくると予想していたが、他の進路先を選んだ生徒もあり、結果的に志願者数は4名だった。2年生が3名転校してきたため、現在7名でスタートを切ったという状況である。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成27年3月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p> <p>福島県教育庁指導主事の懲戒処分について（議案第1号）、職員課長より体罰等及び公物損壊に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第2号）、職員課長より生徒に対するわいせつ行為等（セクシュアル・ハラスメント）に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第3号）、職員課長より傷害に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
---	---

<p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 4 号 議 案 第 5 号</p> <p>(11) 報 告 事 項 報 告 第 3 号 報 告 第 4 号</p> <p>(12) 次 回 の 日 程</p> <p>(13) 閉 会</p>	<p>ここで、委員長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後4時24分、委員長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成28年度福島県公立学校教員採用予定者数について（議案第5号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県公立学校事務職員の人事について（報告第3号）、教育総務課長より説明があり、了承した。</p> <p>訓告処分等について（報告第4号）、職員課長より説明があり、了承した。</p> <p>平成27年5月15日（金）午前10時30分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午後4時52分閉会となった。</p>
---	---